

◎新潟県労働委員会告示第2号

押印を求める手続の見直しのための関係告示の一部を改正する規程を次のように定め、令和3年4月1日から実施する。

令和3年3月30日

新潟県労働委員会

会長 櫻井英喜

押印を求める手続の見直しのための関係告示の一部を改正する規程

(新潟県労働委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部改正)

第1条 新潟県労働委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程(平成14年3月新潟県地方労働委員会告示第2号)別記第2号様式中「回」を削る。

(新潟県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正)

第2条 新潟県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成17年6月新潟県労働委員会告示第6号)別記第3号様式中「回」を削る。

附 則

- 1 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。